

自主の旗 第900号(記念号)の発行

日教組和歌山を再建して23年!



第900号
2013.5.7
編集部発行
Tel 436-6820

WTU
書記長 南方栄三

組合員配布



今号で、「自主の旗」が第900号を迎えます。1990年1月13日「日教組和歌山」が再建されて23年になります。その間、教育問題をはじめいろいろな出来事について、組合員のみならず情報発信してきました。今号で第900号を迎えるにあたり、記念号として中島さんより「今、そこにある憲法の危機」と題して投稿してくれたものを掲載します。

議に疑問を感じています。憲法改正をやりやすくするために、その入り口である憲法第90条を改正しようとする動きが強まっているからです。本当にそれで良いのでしょうか。改憲論者の中にも、先に憲法第90条を改正しようとすることをやるべきではない。邪道だと言っています。私たちは、本当に一度立ち止まって、憲法について真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。今一度、読み返してみよう『日本国憲法』を!!

今、そこにある憲法の危機

(楠見西小学校 中島俊之さん)

今、自民党を中心に、憲法を変えようとする動きが加速しています。天皇を元首とし国民の自由や権利を制限し、憲法第9条を変え戦争のできる国にしようとする動きです。戦後の60数年の中で最も憲法の危機が迫っていると言えます。憲法をめぐる状況と課題を冷静に判断し、後世に禍根を残さないために、今できることをいっしょに考えてみませんか。(過日の金原徹雄弁護士の講演内容を一部引用しています)

立憲主義を否定
憲法の意義は、暴走しやすい国家権力から国民の権利と自由を守るものが立憲主義であり、自民党案では、国家が憲法を国民に押しつけるものとなっています。立憲主義に立脚しない憲法は近代的憲法とはいえないというのが世界の通説であり、自民党案がいかに根底からひどいかが分かります。

基本的人権の大幅な制限
現行憲法では、すべての国民は個人として尊重され、国民の権利は「公共の福祉」に反しない限り最大限尊重されるとしていますが、自民党案では、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に「公益及び公の秩序」に反してはならないとしています。国家が決める「公益及び公の秩序」が個人の基本的人権より上位に位置づけられています。基本的人権の大幅な制限が予想されます。

集団的自衛権の容認とは

国民主権・平和主義の危機

集団的自衛権(同盟国が攻撃されたら、自国が攻撃されたとき見なし武力行使できること)は、歴代政府が、「自衛のための最小限度の武力行使はできるが、憲法第9条の關係で集団的自衛権は行使できない」と解釈してきました。しかし、尖閣諸島をめぐる日中が緊迫するなか、安倍首相は安全保障環境の大きな変化を理由に、解釈を変更し集団的自衛権を容認しようとしています。(尖閣や竹島と集団的自衛権とは何の關係もない)

自民党案の前文では「国民主権」という言葉こそ残されているが、天皇を元首とし、国民の上に天皇を置くことに固執しています。天皇制の強化により戦争へと突き進んでいった過ちを再び繰り返すつもりなのでしょうか。また、憲法第9条に関しては、戦争放棄条項を変え国防軍を保持し、国際社会の平和と安全保障の名の下に、国防軍を海外に派遣し戦争をすることができるようになるのです。

「維新」も「みんな」も改憲派
日本維新の会は綱領で、「日本を孤立と軽蔑の対象に貶め、絶対平和という非現実的な共同幻想を押し付けた元凶である占領憲法を大幅に改定」との立場を明らかにし、みんなの党も同様の改憲の立場をとっています。次の参議院選挙で「改憲派」が大勝利すれば、憲法の危機及び民主主義の危機がいつきに到来するでしょう。今こそ、国民一人ひとりが真剣に憲法を考え、行動するときではないでしょうか。

「イラク戦争におけるイギリス、韓国などのように、米国軍の指揮下で自国の兵士を戦死させたいのか? 日本の若者にイラクで人殺しをさせたいのか? 集団的自衛権を容認するということはそういうことなのですか」

ある識者によると、欧米政府は、安倍政権があまりに右寄りになりすぎること強い警戒心を持っていると言っています。それくらい安倍政権の右傾化が激しいのです。

